

## 生田緑地マネジメント会議準備会会則

## (設置)

第1条 生田緑地にかかわる多様な主体が管理運営に参加する生田緑地マネジメント会議の設置に向けて、生田緑地マネジメント会議準備会（以下「準備会」という）を置く。

## (所掌事務)

第2条 準備会は次に掲げる事項を行い、生田緑地マネジメント会議の円滑な発足へと結びつける。

- 2 生田緑地マネジメント会議の運営ルールづくりに向けた検討
- 3 その他準備会で必要な事項の検討

## (会員)

第3条 会員は別表をもって充てる。

- 2 会員は構成団体を代表する2名以内の者を持って充てる。

## (会議)

第4条 準備会は、事務局が召集し、これを主宰する。

- 2 会の同意をもって、会議に会員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 準備会は、コーディネーターを配置し会議運営を行う。

## (事務局)

第5条 準備会事務局は、総合企画局公園緑地まちづくり調整室内とする。

## (その他)

第6条 この会則に定めるもののほか、準備会の運営に関して必要な事項は、準備会が定める。

## 附 則

この会則は、平成23年10月 日から施行する。

この会則は、生田緑地マネジメント会議の設置をもって廃止する。

建設緑政局公園管理課

建設緑政局公園緑地課

宮前区役所企画課

多摩区役所企画課

多摩区役所地域振興課

多摩区役所道路公園センター

教育委員会文化財課

日本民家園

青少年科学館